

木造住宅の耐震改修工事等の費用の一部を補助します

☎ 建設課 都市計画係 ☎ 282-1312

【御船町戸建て木造住宅耐震改修等事業】

町では、耐震基準を満たさない住宅の耐震設計、耐震改修工事、建替え工事、耐震シェルター工事に必要な費用の一部を予算の範囲内で補助します。

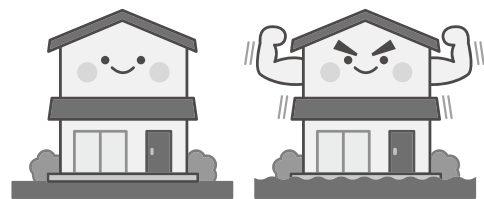
■申込受付期間

7月1日月～12月27日金（土・日・祝日除く）

※仮受付を期間内に行っていただき、交付申請書等の必要書類を期間内に提出してください

■補助対象住宅等（次のすべての要件を満たす住宅が対象）

- ・御船町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの（併用住宅の場合、店舗等の床面積が延床面積の2分の1未満のもの）
- ・在来軸組工法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3階以下のもの
- ・昭和56年5月31日以前に着工したものまたは平成28年熊本地震により、り災したことが確認できるもの
- ・所有者が町税を滞納していないこと
- ・建築基準法に係る違反がないもの



■交付対象事業および補助金額

①耐震改修設計

補助対象経費の3分の2以内（上限20万円）
※耐震設計に伴う耐震診断に要する費用も含む

②耐震改修工事（耐震改修工事および工事監理）

補助対象経費の2分の1以内（上限60万円）
※耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの

③耐震シェルター工事

補助対象経費の2分の1以内（上限20万円）
※昭和56年6月1日以降に着工した住宅については、次のいずれかに該当するもの

- ・災害対策基本法に基づく住家の被害認定において、「全壊」または「大規模半壊」と認定されたもの
- ・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの

※耐震シェルターとは、住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間を作るものです。

④総合支援メニュー（耐震設計+耐震改修工事）

補助対象経費の80%以内（上限100万円）
※耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの

⑤総合支援メニュー（建替え工事）

補助対象経費の80%以内（上限100万円）
※耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの、および、被災者再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でないもの
※既に、耐震設計等の補助を受けている人は、補助対象経費の23%以内（上限60万円）となります。

広域連携・上益城消費生活相談室～” 待った！一人で決めない。迷わない。”

☎ 商工観光課 商工観光係 ☎ 282-1226

自分を責めずに迷ったら早めの相談がカギ！です。
「ちょっと聞いてみよう」でも構いません。

～消費者ホットライン☎188（イヤヤ!）～

上益城相談室では、県消費生活センターと同様に週5日の相談と月4日の弁護士、司法書士による無料の法律相談会を実施しています。

昨年度、上益城5町の相談室には5町全体で前年比147件増、499件のご相談がありました。その内、御船町相談室には、前年より27件増の104件が寄せられています。

■相談内容

- ・復興関連の契約問題
- ・クレジットローンなどのお金に関する悩み
- ・架空請求など

空き家・空き地バンク制度をご活用ください

☎ 企画財政課 コミュニティ推進係 ☎ 282-1263

町では4月から、移住定住促進の一環として「御船町空き家・空き地バンク」を開設しています。

この制度は、御船町内の空き家等を貸したい・売りたい所有者が、空き家バンクへ登録し、空き家等を借りたい・買いたい利用者へ情報を発信することで、空き家等の有効活用及び御船町への移住促進を図る制度です。

※「空き家等」とは、“空き家” および “空き地” をいいます。



空き家とは

本町の区域内にある建物で、入居が可能な良好な管理状態にあり、現在、居住していない建物または、近く居住しなくなる予定の建物になります。
※老朽化が著しいものまたは大規模な修繕が必要なものは登録できません。

空き地とは

町内の区域内にある更地の宅地であり、売買及び賃貸が可能な土地をいいます。

◆空き家・空き地バンクに物件を登録したい方へ

空き家バンクは無料で物件の登録が可能です。
登録を希望される人は、下記の書類を揃えて、御船町役場企画財政課コミュニティ推進係へご提出ください。

■提出書類

- ①御船町空き家・空き地バンク登録申込書
- ②物件（土地）の登記事項証明書
- ③町税を滞納していないことを証明する書類

※建物または土地の所有権を有する者が2名以上いるときは、共有者全員の同意書または誓約書が必要になります。

